

明石市高齢者いきいき福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画の策定について

1 計画策定の背景

(1) 高齢者人口の現状と推移

我が国における高齢化は世界に類をみないスピードで進んでおり、「令和 2 年版高齢社会白書」によると、令和元（2019）年 10 月 1 日現在の 65 歳以上の高齢者人口は 3,589 万人、高齢化率は 28.4%となっています。65 歳～74 歳人口の総人口に占める割合は 13.8%、75 歳以上人口の総人口に占める割合は 14.7%と 75 歳以上人口の割合が高くなっています。65 歳以上の人口は、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年には、3,677 万人に達し、その後も 65 歳以上人口は増加傾向が続き、令和 24（2042）年に 3,935 万人でピークを迎えると推計されています。

(2) 高齢者を取り巻く現状

65 歳以上の高齢者の増加に伴い一人暮らし高齢者や老々世帯、支援を必要とする要支援・要介護認定者や認知症高齢者の方などが増加する中で、高齢者の孤立や高齢者虐待、老老介護による介護負担、8050 問題等個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化してきています。

※8050 問題：80 代の高齢の親と 50 代の引きこもりの子が同居する世帯が抱える地域課題

(3) 国の動き

このような状況の中、国では、令和 2（2020）年 6 月、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 2 号）」により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護データ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携法人制度の創設等の所要の措置を講ずることなど取組みの見直しを進めているところです。

また、令和元（2019）年 6 月には、認知症の人が自分らしく暮らし続けることができる共生社会の実現を目指すため「認知症施策推進大綱」が策定され、大綱に沿った施策の推進が求められているところです。

(4) 第8期計画の基本指針 **資料4**

国において、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示され、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた介護サービス基盤、人的基盤の整備に向け、第8期計画において具体的な取組内容やその目標を計画に位置付けることとされています。

国の第8期計画において記載を充実する事項(案)

- ① 2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

2 明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画について

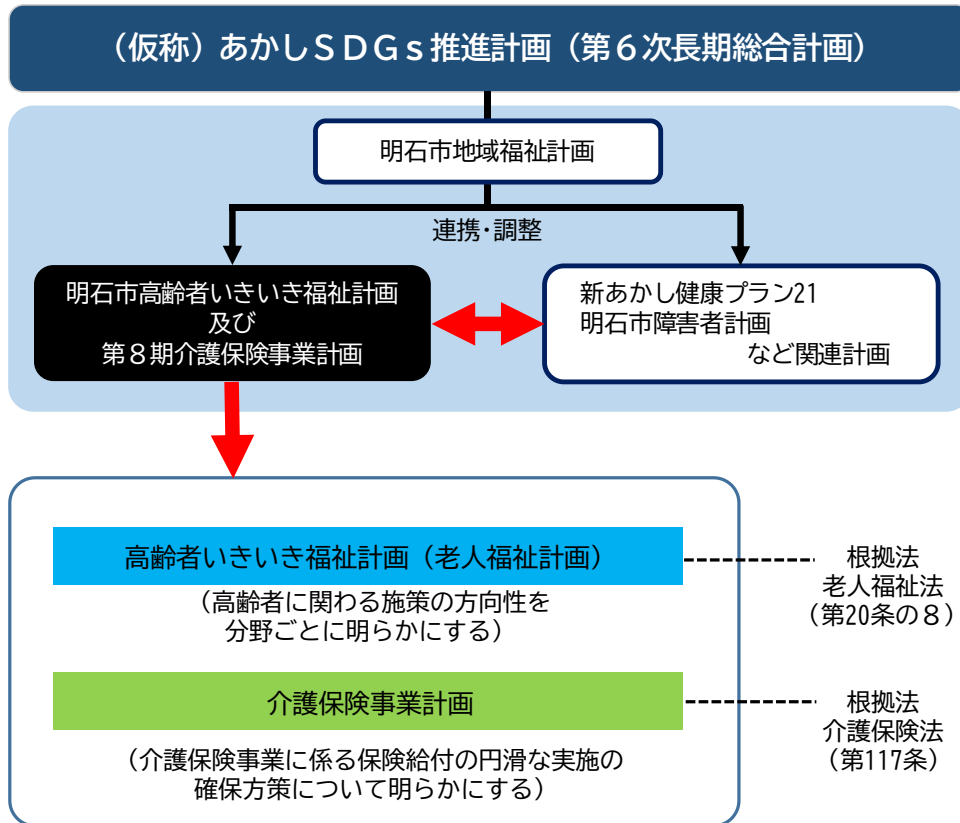
本市では、平成30（2018）年3月に「明石市高齢者いきいき福祉計画及び第7期介護保険事業計画」（以下「第7期計画」という。）を策定し、医療・介護・福祉環境を活用しつつ、これまでの取組みをさらに継承発展させ、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し各種施策に取り組んできました。

平成30（2018）年4月には、市内6か所に総合支援センターを開設し、高齢者をはじめ障害者、子どもなど生活上の困難を抱える人の総合的、包括的な相談支援等に取り組んできました。また、中核市に移行したことにより、介護老人福祉施設など事業者、施設等に対する指定、認可、指導監督権限などが市に移譲され、保険者機能の強化を図ってきました。

第7期計画の取組状況の評価・検証を行うとともに、国の基本指針を踏まえ、本市における地域包括ケアシステムを一層推進し、高齢者をはじめあらゆる世代の市民が支えあい、自分らしくともに暮らせる地域共生社会を目指して、「明石市高齢者いきいき福祉計画及び第8期介護保険事業計画」（以下「第8期計画」という。）を策定するものです。

(1) 第8期計画の位置付け

本計画は、老人福祉法と介護保険法に基づき策定し、「高齢者いきいき福祉計画」と「介護保険事業計画」とを一体のものとして策定するとともに、市の高齢者に関わる施策をはじめ、生きがいづくりや支え合いの地域共生社会づくりなど関連施策の方向性と、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の確保方策について明らかにしていくものです。



(2) 計画の期間

介護保険法により、計画の期間は3か年と定められています。また、介護保険料は、期間を通じてサービス量などを見込むとともに、その費用額に応じて、財政の均衡を保つよう定めなければならないとされています。

(3) 今後の予定

月	内容
10	第2回会議開催 ※計画骨子案、サービス見込量の推計等について
12	第3回会議開催 ※計画素案について
R3/1	パブリックコメントの実施
2	第4回会議開催 ※パブリックコメント結果報告、最終報告等
3	介護保険条例の改正議案の提出